

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		窓の無い客室に対する指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		旅館業法
条 項		第3条第2項
所 管 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「旅館業における衛生等管理要領」及び「無窓客室に対する旅館業法の取扱いについて（平成元年9月13日発衛第106号）」に基づいて行政指導を行う。
	備 考	